

1/10
お旗

シリーズもそもそも 国保制度 ③

都道府県と区市町村が保険者の国民健康保険（以下「自治体国保」）は、労働者が加入する「協会けんぽ」や「組合健保」などの被用者保険に入れない75歳未満の非正規労働者、無職の高齢者や障害者など低所得者が多く加入する公的医療保険です。

不公平を強いられ

下の表は、厚生労働省のホームページに掲載された表をもとに、自治体国保と協会けんぽを比較したものです。

自治体国保の加入者のうち65～74歳の高齢者は37・8%。協会けんぽの6倍を超え

保険料負担

ています。高齢者が多いことから、自治体国保の1人あたりの医療費は約33万3千円で、協会けんぽの約2倍です。一方、自治体国保の加入者1人あたりの平均所得は約86万円で、協会けんぽの6割程度という水準です。

ところが、加入者1人あたりの保険料の負担率（平均所得に対する平均保険料の割合）をみると、自治体国保（9・9%）の方が協会けんぽ（7・5%）より1・3倍も

重くなっています。自治体国保の加入者は、所得水準は低いのに保険料負担は重い」という不公平を強いられているのです。厚労省自身、保険料負担の重さを自治体国保の「構造的な問題」と指摘しています。

厚労省保険局の「国保事業年報」などによると、保険料は年々値上がりし、2016年度の加入者1人あたりの平均保険料は約9万4千円。00年度（約7万9千円）と比べて16年間で2割も高くなっています。対して、平均所得は約197万5千円（00年度）から約138万8千円（16年度）に3割

減り、保険料負担は年々重くなってきています。

国庫負担増やして

低所得であるために保険料の負担能力の低い加入者が多い自治体国保で、保険料の高騰が続く大きな原因の一つに、国が1984年の国庫負担の削減を皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきたことがあります。

厚労省も指摘する自治体国保の「構造的な問題」である重い保険料負担を軽減して、被用者保険との不公平をなくすためには、国庫負担を増やす以外にありません。

（随時掲載）

協会けんぽの1.3倍重く

1回目＝6月付、2回目＝8月付

	自治体国保	協会けんぽ
加入者数（2015年3月末）	3303万人	3639万人
加入者平均年齢（14年度）	51.5歳	36.7歳
65歳～74歳の割合（同）	37.8%	6.0%
加入者1人あたり医療費（同）	33.3万円	16.7万円
加入者1人あたり平均所得（同）	86万円（1世帯あたり144万円）	142万円（1世帯あたり246万円）
加入者1人あたり平均保険料（同）	8.5万円	10.7万円
保険料負担率	9.9%	7.5%

厚労省ホームページから作成。保険料負担率＝加入者1人あたり平均保険料÷平均所得